

なるほど!
ザ・ファンド

Q & A

Vol.273

Q.

「こどもNISA」*1について教えてください。

A.

0～17歳の子ども名義で非課税の長期・積立投資ができる新しい制度で、2027年に開始される予定です。

*1 当資料では未成年者向けの少額投資非課税制度を指す呼称として便宜的に「こどもNISA」を使用しています。旧来の「ジュニアNISA」制度は2023年末に廃止されました。

政府は、次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学や成人後のライフイベントなどに伴う必要資金を備えられるよう、**2027年に「こどもNISA」制度を開始する方針**です。現行NISA（少額投資非課税制度）のつみたて投資枠の年齢要件を撤廃し、**0～17歳の間の年間投資枠（60万円）および非課税保有限度額（600万円）を設定**するとしています。

親や祖父母などが資金を贈与して運用する場合、贈与を受けた財産価額の合計額が年間110万円以下であれば、贈与税はかかりません。こうした制度を活用することで、子どもの将来に必要な資金を計画的に準備しやすくなると考えられます。こどもNISAは、**将来に向けた資産形成を後押しするだけでなく、お金や投資について話し合う機会を生み、子どもの金融リテラシー向上にもつながる制度**として期待されています。

NISAのつみたて投資枠の中にこどもNISAを新設

	つみたて投資枠		成長投資枠
	こどもNISA		
対象年齢	0～17歳		18歳以上
非課税保有期間	無期限		無期限
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	
		自動的に移行 内枠で1,200万円	
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等*2
買付方法	積立	積立	スポット・積立
払出し制限	一定の要件*3の下、12歳以降は払出しが可能	制限なし	制限なし
非課税枠の管理	買付金額で管理/ 売却分の枠の再利用可能*4		

*2 整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く。

*3 資金の用途が子のためであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出。

*4 枠の再利用ができるのは、売却した翌年以降。

（出所）金融庁HP、国税庁HP等を基に三井住友DSアセットマネジメント作成

※こどもNISAは2027年から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

※この資料の最終ページの「重要な注意事項」を必ずご確認ください。

【重要な注意事項】

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。